

民生文教常任委員会会議記録

令和7年6月5日開催

令和7年第2回定例会において、清水町議会会議規則第39条の規定により付託された事件について下記のとおり審議した。

(出席委員)

委員長	松下	尚美
副委員長	田代	稔
委員	吉川	清里
委員	飯田	安雄
委員	向笠	達也
委員	海野	豊彦

(概要)

議案第33号 清水町総合福祉手当に関する条例の一部を改正する条例については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑では、委員から、「就学援助費制度による新入学用品費は、近年、増額されているのか。」とただしたところ、「国の基準に基づき定めている上限額について、小学校は、令和3年度、5万1千60円から、令和6年度は5万7千60円と、段階的に増額しており、中学校は、令和5年度に3千円増額し、6万3千円としています。」との答弁がありました。次に、委員から、「障害者総合支援法に基づくサービス利用料が免除となっている人数とその割合は。」とただしたところ、「サービス給付費の大部分を占める2つのサービスの令和6年度の実績は、障害者介護給付は、226人、88.6パーセント、障害児通所給付は、22人、9.4パーセントで、これに、幼保無償化による利用料免除者を加えると、76人で32.6パーセントとなります。」との答弁がありました。次に委員から、「サービスの利用率と、利用料の平均額は。」とただしたところ、「令和6年度の実績で、障害者介護給付は、利用率は12.4パーセントで、利用料の平均は約26万8千円、障害児通所給付は、利用率の算出が困難なため、利用者数で述べると233人で、利用料の平均は約15万6千円です。」との答弁がありました。次に委員から、「今回の見直しによる予算削減額は。」とただしたところ、「令和7年度当初予算額ベースで、560万円です。」との答弁がありました。他に質疑なく、討論を行い、まず、反対討論として、「一般的な勤労者に比べ、平均年収が低い母子家庭にとって、小中学校の入学に係る費用が大きな負担となっている事実がある中、入学祝金を廃止することは、到底納得できない。また、障害福祉サービス利用者は、低所得が多く、その利用料が大きな負担となる中で、援護金を受けられなくなることは、大きな問題である。母子家庭と障害者という弱者を選択し、負担を集中させることに憤りを感じ、反対討論とする。」との発言がありました。

次に、賛成討論として、「就学援助費制度による支援のほか、障害福祉サービスや医療費助成制度による経済的支援が大幅に充実したことを踏まえると、今回の見直しはやむを得ないと考える。今後も、ひとり親家庭児童への更(さら)なる支援と、適切かつ専門的な障害者サービスが提供されることを期待し、賛成討論とする。」との発言がありました。他に討論なく、採決の結果、本案は、賛成多数をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第34号 令和7年度清水町一般会計補正予算(第1回)については、当局からの本委員会所管事項に係る議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案の本委員会所管事項については、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第35号 令和7年度清水町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1回)については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

議案第36号 令和7年度清水町介護保険事業特別会計補正予算(第1回)については、当局からの議案説明の後、審査を行い、質疑なく、討論なく、採決の結果、本案は、全員賛成をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

清水町議会委員会条例第27条第1項の規定により記名押印する。

令和7年6月18日

民生文教常任委員長 松下 尚美